**提出書類一覧 (訪問看護・介護予防訪問看護)**

* **これらの要件は令和６年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった**

**場合は、要件の内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

**１　加　算**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　　目** | **必　要　書　類** |
| **緊急時訪問看護加算**  (訪問看護･介護予防訪問看護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③緊急時(介護予防)訪問看護加算･特別管理体制･ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）  （参考様式1）  （勤務形態一覧表に各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください）  ⑤資格者証（写）（未提出分） |
| **特別管理体制**  (訪問看護･介護予防訪問看護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③緊急時(介護予防)訪問看護加算･特別管理体制･ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16） |
| **ターミナルケア体制**  (訪問看護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護）  ③緊急時(介護予防)訪問看護加算･特別管理体制･ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）  ④勤務体制･勤務形態一覧表（算定日から４週間分・従業者全員分で作成）  （参考様式1） |
| **看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）**  (訪問看護･介護予防訪問看護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③看護体制強化加算に係る届出書（(介護予防)訪問看護事業所）（別紙19） |
| **サービス提供体制強化加算**  **（Ⅰ）（Ⅱ）**  (訪問看護･介護予防訪問看護) | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（(介護予防)訪問看護事業所）  （別紙14-2） |
| **定期巡回・随時対応サービス連携**  （訪問看護） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護）  ③訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書（別紙15）  ④連携の内容がわかる書類（写）（契約書・協定書など） |
| **高齢者虐待防止措置実施の有無**  （訪問看護・介護予防訪問看護） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護） |
| **専門管理加算**  （訪問看護・介護予防訪問看護） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③専門管理に係る届出書（別紙１７）  ④研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） |
| **遠隔死亡診断補助加算** | ➀介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護）  ③遠隔死亡診断補助加算に係る届出書（別紙１８）  ④研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） |
| **口腔連携強化加算**  （訪問看護・介護予防訪問看護） | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護）  ③口腔連携強化加算に係る届出書（別紙１１）  ④歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類（委託契約書・覚書等） |
| **LIFEへの登録**  **（訪問看護・介護予防訪問看護）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）  ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問看護、介護予防訪問看護） |

**２　算定要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **解釈通知** |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）  指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成12年3月1日老企第36号）  指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成18年3月17日老計発0317001　老振発0317001　老老発0317001） |